**平成２５年（フ）第６号**
埼玉県秩父市下吉田2096番地19
債務者　川畑　愛子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２５年（フ）第１６号**
千葉県富津市大堀2271番地　メゾン中原Ｂ棟102
債務者　池田　進介
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２５年（フ）第１４号**
岐阜県恵那市大井町2632番地48　みどり荘30号、従前の住所岐阜県恵那市大井町2711番地92　シャトー金龍205号
債務者　成田　元浩
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第９号**
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地　サウス1014―201号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０６号**
北海道江別市幸町31番地の８　エミール205
債務者　原　　明美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１２６号**
札幌市南区藤野５条９丁目７番13号
債務者　菊地　征子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２２５号**
札幌市中央区南９条西８丁目２番13―108号
債務者　板垣　雄大
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２３０号**
札幌市厚別区厚別南３丁目13番３号　山信ハイツ102号
債務者　成田　文明
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２７０号**
札幌市西区八軒２条西２丁目６番２号　八軒ハイム301号大森功子方、住民票上の住所札幌市西区二十四軒３条７丁目４番42―901号
債務者　伊部　博三
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２８２号**
札幌市厚別区大谷地東７丁目４番15―201号嶋村方
債務者　久野　昭男
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３０７号**
札幌市白石区菊水上町３条３丁目380番地４　ローズガーデン弐番館104号
債務者　松本かおる（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３１１号**
札幌市北区百合が原８丁目３番10号　リリー169―102号
債務者　久保　　泰
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１号**
北海道稚内市萩見３丁目２番９号
債務者　宮保　龍行
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２５年（フ）第２号**
北海道稚内市萩見３丁目２番９号
債務者　宮保　晶子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２５年（フ）第１２号**
群馬県高崎市下小鳥町４番地１　カメリア101号
債務者　芝塚　靖英
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第８１号**
埼玉県比企郡川島町大字東大塚287番地
債務者　小岩　新治
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第９４号**
埼玉県ふじみ野市大井934番地４
債務者　島崎由美子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部